



最上川上流域における 長井の町場景観 保存計画

平成29年6月

長井市教育委員会

最上川上流域における 長井の町場景観 保存計画

平成 29 年 6 月

長井市教育委員会

例 言

- 1 本書は、長井市中央地区に所在する「最上川上流域における長井の町場景観」を対象に策定した保存計画書である。
- 2 本書の構成は、「長井市の文化的景観」調査検討委員会、文化庁、山形県の指導の下、長井市教育委員会が行った。なお、平成28年度から平成29年度までの計画策定及びこれに係る取組みは、株式会社国際開発コンサルタントに委託のうえ作業を進めた。
- 3 本書に使用した写真や資料は、長井市及び長井市教育委員会、株式会社国際開発コンサルタントが作成した。
- 4 本書に付随して作成した別資料「重要な構成要素個表（詳細版）」は、長井市教育委員会において保存している。
- 5 本書の作成にあたり、多くの方々及び団体等からご協力を賜った。厚く感謝申し上げます。

目 次

□文化的景観保存計画策定の沿革と目的

1. 計画の目的	1
2. 現状と課題	1
3. 検討体制	2
4. 計画策定に至る経緯	3

□文化的景観の概要

(1) 文化的景観の位置及び範囲

1. 文化的景観の概要と価値	8
2. 重要文化的景観選定申出の範囲	10

(2) 文化的景観の保存に関する基本方針

1. 保存管理に関する基本方針	12
2. 整備活用に関する基本方針	12
3. 運営体制に関する基本方針	13

(3) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1. 既存法令等による規制	14
2. 長井市景観計画による規制	17
3. 重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準	22

(4) 文化的景観の整備に関する事項

1. 整備活用に関する考え方	25
2. 整備・活用の方針	26

(5) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1. 管理運営に関する考え方	29
2. 地域住民の役割	33
3. 外部アドバイザーの支援	36
4. 行政の役割	37

(6) 文化的景観における重要な構成要素

1. 重要な構成要素の考え方	38
2. 重要な構成要素の一覧	40

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の 保存に関し特に必要と認められる事項

1. 効果の測定・評価	44
2. 保存計画の更新及び見直し	44

□ 沿革と範囲

1. 計画の目的

本計画は、長井市の文化的景観調査事業において明らかになった、「最上川上流域における長井の町場景観」の価値を守り、未来への継承を目的とするものである。この地域は、平成17年度から19年度にかけて文化庁が実施した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において、土地利用、風土、伝統的産業及び生活を示す文化財が一体となった複合景観として評価された「最上川」の流域に展開する町場景観である。

長井の町場景観は、市街地のまちなみを形づくる建造物や道路等の人工的な要素と町中を網目のように流れる小河川・水路や最上川の自然的な要素だけで形成されたものではない。その場所で営まれる生活や生業、祭り等の無形の要素が加わることによって形成されている。この地での暮らしを継承することが町場景観の継承に繋がり、その活用によって地域活性化へと発展する。このような繋がりを活かすことを目標として本計画を策定する。

文化的景観を、私たちにとって重要な文化資産として認識し、次世代へ引き継いでいくために、その価値を広く市民と共有し、保護する体制づくりを促進し、地域特有の文化的景観を活かした景観保全の取り組みの実施により、長井市のこれからのまちづくりに資することを目指すものである。

2. 現状と課題

長井市の町場には、多くの寺社や営々と生業が営まれてきた店舗や住宅、通りなどの歴史的文化資源が多く残っている。しかしながら、個々の史跡や建造物は点在しているため、その存在は知られていても時代的背景や文化的景観としての価値については、市民に十分理解されているとは言えない。

また、歴史的価値のある家屋や蔵は個人の所有であるため、生活スタイルの変化や経済的事情などにより維持・修繕が十分に施されずにいる。さらに、価値観の変化や世代交代等により、利用されず取り壊されるなど、町の成り立ちを後世に伝える貴重な資産が失われつつある。近年は、人口流出による空き家及び高齢者の一人暮らし世帯の増加が、この状況に拍車をかけており、この状況が進むとまちなみの統一感や落ち着きが損なわれ、長井市の文化的景観の価値が消失してしまうことが危惧される。

そのため、町場における水の流れや利用の姿、水を制御しながら生活・生業に役立ててきた店舗や住宅の形態、最上川舟運による産業の発展と文化交流に関する保存調査をもとに、長井の町場に係る文化的景観の価値を明らかにし、市民ぐるみで守り、育てていくことが必要である。

3. 検討体制

長井市では、平成 23 年度に「長井市の文化的景観」調査検討委員会及び庁内ワーキンググループを長井市教育委員会内に設置し、長井市の町場における文化的景観の保存調査及び保存計画の検討を行った。また、文化庁文化財部記念物課及び山形県教育庁文化財・生涯学習課からは、アドバイザーとして指導・助言を得た。

■「長井市の文化的景観」調査検討委員会（平成 23～29 年度）

No.	氏名	所属	役職	備考
1	入間田 宣夫	一関市博物館	館長	委員長
2	渋谷 敏己	長井市文化財調査会	委員	副委員長
3	菊地 和博	東北文教大学短期大学部	短期大学部特任教授	
4	志村 直愛	東北芸術工科大学	建築・環境デザイン学科教授	
5	渡部 桂	東北芸術工科大学	建築・環境デザイン学科准教授	
6	佐藤 五郎	NPO 法人最上川リバーツーリズムネットワーク	理事長	
7	安城 和雄	あら町地区	地区長	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月迄
8	梅津 宏二	本町南地区	地区長	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月迄
9	太田 弘	十日町地区	地区長	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月迄
10	安部 義彦	横町	地区長	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月迄
11	佐藤 清蔵	横町	地区長	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月迄

■ 指導・アドバイザー

No.	氏名	所属	役職	備考
1	鈴木 地平	文化庁文化財部記念物課	文部科学技官	平成 27 年 4 月迄
2	市原 富士夫	文化庁文化財部記念物課	文化財調査官	平成 27 年 5 月～
3	黒田 あゆみ	山形県文化財保護推進課（当時）	企画調整専門員	平成 26 年 3 月迄
4	結城 正克	山形県教育庁文化財・生涯学習課	企画調整主査	平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月迄
5	榎 正 智	山形県教育長文化財・生涯学習課	文化財振興主査	平成 27 年 4 月～

■ 庁内ワーキンググループ（平成 23～24 年度）

No.	氏名	所属	役職	備考
1	高世 潤	企画調整課	地域戦略室係長	平成 23～24 年度
2	大羽 哲也	〃	地域戦略室主査	平成 24 年度
3	鈴木 千鶴子	市民課	医療給付係長	平成 23～24 年度
4	川村 直人	商工振興課	補佐兼商業労政係長	平成 23～24 年度
5	高世 潤	〃	商工労政主査	平成 24 年度
6	丸山 邦昭	観光振興課	観光振興主査	平成 23～24 年度
7	鈴木 敏久	まち・住まい整備課	景観・建築住宅主査	平成 23～24 年度
8	穂苅 健司	農林課	農山村整備係長	平成 23～24 年度
9	神尾 昭利	文化生涯学習課	文化係主査	平成 23～24 年度
10	中野 理絵	〃	文化係係長	平成 24 年度

※役職は庁内ワーキンググループ設置当時

4. 計画策定に至る経緯

① 文化的景観保存調査

長井市の町場は、中世以前より西山からの表流水や伏流水を利用して人々の生活・生業が営まれてきた。戦国期には在郷町、近世には最上川舟運によって商売の町、近代には製糸・織物業や工業の町として、人々の流通・往来の姿に合わせて変化を続けてきた。そして現代、人々が日々の営みを続けている中に、様々な時代の足跡をそこかしこで見ることができる。

長井市民は、歴史的建造物が多いこと、水路が多く水がきれいであることは知っている。しかし、それらが有機的に繋がり、現在の町場の景観が形成されているという価値については、十分に認識されず、見過ごされることが多い。市民にとっては日々の生活が営まれる場であるため、特別なものではなく、当たり前の風景となっているためである。

長井市では、景観についての意識の高まりに伴い、歴史や自然、文化を活かした長井らしい豊かな景観づくりを目指し、平成 19 年 5 月に景観行政団体に移行した。平成 23 年 3 月議会において長井市景観条例が議決され、同年 4 月 1 日付をもって施行された。景観まちづくりの推進方針のなかで重要文化的景観保護制度を活用していくこととしており、平成 27 年 8 月の改訂により文化的景観区域及び重要文化的景観区域が追加された。

長井市教育委員会では、平成 23 年度から「長井市の文化的景観」調査検討委員会を設置し、長井市の町場の文化的景観の価値を明らかにすべく、最上川舟運によって栄えた十日町通りとあら町通りについて調査を開始した。文化財保護法に規定する文化的景観として、自然・地理的条件、歴史的背景、人々の生活・生業の視点で調査を行い、平成 26 年 3 月に調査報告書を刊行した。さらに、町場形成の背景として欠かすことのできない農村部にかかる調査報告書(追加版)を刊行した。

調査によって明らかになった長井市の町場に係る文化的景観の価値を広め、保護・活用を図るとともに、次世代への継承及び地域の活性化を目指すため、文化的景観保存計画を策定することとした。



■宮区域（十日町）の町並み



■小出区域（あら町）の町並み

② 長井市景観計画

1) 景観計画の基本理念

長井市景観計画における基本理念は以下の通りである。

『長井市は、長年育まれてきた自然環境、歴史的建造物、農村風景などの生活空間が残されており、景観を形成するうえで重要となる景観要素が数多く存在しています。しかし、近年は都市化の進展による現代的なまち並みの整備が進んでいるため、昔ながらの風景と現代的な風景の共存に配慮していく必要があります。このような状況の中、長井市は「水と緑と花のながい」というキャッチフレーズが市民の方を含め広く浸透しており、豊かな自然環境の保全を目指しております。これらを踏まえ、それぞれの課題をもとに長井市の特性を生かし、市民が共通認識をもって良好な景観形成を目指すための理念を設定します。』

「長井の心」を写す景観づくり～誰もが誇れる水・緑・花～

長井市では自然やまち並みを保全整備してまちを美しくするだけではなく、長井市に暮らしている市民が自信を持って「ここに住んでよかった」「いつまでもここに住み続けたい」といった愛郷心を持てるよう、生活空間を構築し、また長井市に訪れた人が「長井市に訪れてよかった」「また訪れたい」「住んでみたい」と感じる魅力的な景観形成を目指します。

2) 景観計画の概要

長井市の特徴を活かした良好な景観形成のために、地域の特性に応じて4つの景観計画地域に区分し、各景観形成地域の方針を設定して良好な景観形成を推進することとしている。さらにその中で、特色ある景観を有する地区を詳細の基準を設定する景観重要地区として指定している。その中で長井市の市街地の成り立ちのもととなる町場を重要文化的景観区域とし、また野川から最上川に至る散居地域からまちなみ地域で、長い年月に亘り水の流れが網の目のように結ばれ町場の生活を育んできた長井市らしい景観形成の推進を図る区域を文化的景観区域としている。

■ 景観形成地域の方針

地域区分	基 本 方 針
まちなみ地域	長井市の中心部としての都市機能を維持しつつ、自然環境・歴史的景観が共存した一体感のある景観を形成し、安らぎのある生活空間や来訪者の印象に残るまち並みを形成していくことを目指します。
散 居 地 域	長井市の特徴のある田園景観と散居集落の景観を保全していきます。
東 山 地 域	国指定天然記念物である伊佐沢の久保ザクラを中心として周辺地域を含めた景観を創出していくことや、市街地から見える山の美しい景観を損なわないように森林を保全していきます。
西 山 地 域	市街地からの良好な景観を損なわないよう、広大な森林を保全していきます。



■西山地域（置賜野川の締切堤防）



■東山地域（最上川右岸の舟玉明神碑）



■散居地域（田園地帯の農家）



■まちなみ地域（旧丸大扇屋）

■景観形成軸の方針

地域区分	考え方
河 川 軸	市街地や散居地域など区域によって様々な表情がある河川景観は、それぞれの周辺の景観と一体感のある景観となるよう保全するとともに、誰もが楽しく歩け、安らぎゆとりが持てる憩いの空間を形成します。

■視点場の方針

地域区分	考え方
鉄 道 ・ 道 路	主要な鉄道や道路は多くの人の目に触れる場所であることから、市街地の沿線や沿道の景観の水準を保つとともに、市街地の外では西山や東山の景観を維持します。
眺 望 点	西山や東山等の高台などから見える眺望を維持するため、眺望点の維持管理を行います。

長井市の景観に配慮したまちづくりを推進するために、市民・事業者・行政が景観計画について理解し、それぞれの役割を分担しつつ、三者が協働して景観づくりに取り組んでいくために、「景観法」等の制度や、組織や体制を活用しながら、それぞれの地区や地域の特性・問題点などを話し合い、把握して、具体的な景観づくりに積極的に取り組んでいけるよう活動を支援していくこととしている。

■長井の文化的景観のもととなる置賜野川と最上川



締切堤防付近の置賜野川



長井橋上流右岸より市街地方向の最上川

③ その他

長井市は、計画期間を 10 年とする第五次総合計画を平成 26 年に策定し、まちの将来像を「みんなで創るしあわせに暮らせるまち」としている。新たな総合計画は、人口減少社会の到来を迎えた中で、豊かな地域資源に恵まれ、様々な可能性に満ちたこの長井の地で、時代の変化に対応しながら持続可能なまちづくりを目指すものである。そのための課題として「少子高齢社会への対応」や「地域経済の立て直し」などの課題があげられている。その中で、「まちの魅力の向上」については、長井市がより住みよいまちとなり、定住人口を増やしていくには、街の魅力を向上させていくことが必要とされ、長井の歴史文化や景観を活かしたまちづくり、買い物や通院などに便利な中心市街地の形成などにより、まちとしての魅力づくりに取り組むことが重要とされている。

そのための具体的な施策として、景観計画で定める景観形成基準により良好な景観を保つとともに、景観重要建築物、景観重要樹木、景観重要地区を指定して、景観の保全・活用に努めることとしている。さらに「長井の文化財」の刊行や重要文化的景観の選定等によって長井市の伝統文化や文化財の保存に努めることや、登録文化財等の維持修繕費を支援する体制をつくること、文化としての街並みの保全を目指すこととしている。

また、第五次総合計画の策定にあわせて、平成 26 年 3 月に策定された長井市教育振興計画では、『いのちを育み「長井の心」を未来につなぐまち』を創ることを教育目標としている。

「長井の心」は、名誉市民である故長沼孝三氏が、長井市の恵まれた自然環境とそこで営まれてきた風俗や習慣が、平和を愛し共存を尊ぶ心の表れであること、さらに、市民の心の土壌になっていることを説き、これらを大切にしたいと伝えているものである。このことは、文化的景観保存調査で明らかにされた、長井の町場の形成に通じるものである。

先人が残してきた伝統文化や文化財を守っていくことは、郷土の誇りを後世に伝えていくことであり、現代に生きる私たちの使命でもある。「まち歩きツアー」の静かなブームを見ると、将来にわたって元気な街は、人々が街の文化や町並みを愛し大切にしているまちであると考えられる。また子どもたちからお年寄りまでが、本当に幸せに生きる街とは、こうした文化や文化財を大切にしている街であり、私たちは、そんなまちを創っていきます。

(第五次総合計画・長井市教育振興計画より)

まちの将来像：みんなで創るしあわせに暮らせるまち・長井

——人にぎわい 心かよう 水のふるさと——

まちづくりの基本理念：

- 長井の豊かな自然環境や文化を未来につないでいく
- 市民と行政がともにまちづくりに取り組む
- 市民がしあわせを感じられるまちを創る

□ 文化的景観の概要

(1) 文化的景観の位置及び範囲

1. 文化的景観の概要と価値

「最上川上流域における長井の町場景観」は、山形県内を南北に貫流する最上川の上流域において、西側の農山村部を後背地とし、交易による人や物などの流通・往来の地として、また置賜地方西部における政治や経済的な機能を持つ町場として、複合的な要因によって成立した文化的景観である。

長井の町場は、朝日連峰の支脈となる西山と最上川右岸の東山に囲まれた長井盆地に位置している。最上川は南方の飯豊連峰から流下する白川と合流し、長井盆地で川幅と流量を増し一気に豊かな流れに変わる。朝日連峰を源とする置賜野川は、冬場の豪雪により豊富で水温の低い水を供給し、西側を扇頂部とした扇状地を形成させ長井の町場北端で最上川に合流する。置賜野川は山間を南東に流下し扇頂部で河道を90度に変えるため、田畑や人々の生活を潤す一方、扇状地に広がる散居集落から長井の町場に幾度となく大洪水をもたらした。

そのため、宝暦7年(1757)の大洪水の後に幕府と米沢藩が扇頂部に大規模な締切堤防を建設した。それは扇頂部の平野地区と呼ばれる散居集落を守るだけでなく、長井の町場や船着場を維持確保することで、米沢藩の上米を確実に江戸へ搬出するという重要性によるものであった。また、同時に扇頂部の置賜野川に木蓮堰を設け、下流の水田や町場に張り巡らされた水路に豊富な水を分散して、最上川への排水を緩和した。置賜野川の脅威を制御した町場全体の水路は、遊水地的役割を担ってきたのである。

扇頂部から扇央部の「平野地区」では、置賜野川の本流から分かれた表流水・伏流水や湧水によって水田が開かれ、水の管理をしやすいうように各自の農地に居を構え、周囲に水管理が可能な規模の農地が営まれた。そのため、水田管理の共同化を図るような集落は形成されず、独立した散居が展開した。これは、江戸時代後期に作成された「平山村絵図」でも確認できる。各敷地では、扇状地の西から東への傾斜に直交する南北方向の住居等の配置と強風対策として敷地の西端部に屋敷林が設けられた。この屋敷林は強風対策だけでなく枯葉が燃料として、樹皮が屋根葺き材や壁材に、木材は建築材として余すところなく利用されてきた。また、山で伐採された木材は山の傾斜と急流を利用する「木流し」によって、置賜野川から小河川を通じて町場へと運ばれた。江戸時代には、桑、漆の生産も行われ、商品作物として、町場の発展を支えた。

長井の町場形成は、中世以前からなる寺社の門前町や宿場町といった様々な性格が複合した在地町「宮村と小出村」が核となっている。それは新潟へ向かう越後街道や庄内・出羽三山方面へ向かう「道智道」、最上川沿いの内陸への道などが交差する交通の要衝でもあった。また、宮村館や白山館が政治的拠点となり、商いの中心となる宮の十日町、小出のあら町が米沢藩の物資の集散地として長井の町場の発展を牽引してきた。最上川舟運期には、宮村に米沢藩の陣屋と船着場、小出村には商人衆による船着場が設置された。公的な青苧蔵や上米蔵が置かれて、物資の集散地・商業地として広域に流通・往来が行われた。

江戸時代後期に描かれた小出村絵図には、館の周辺に役人が居住し、町人が現在のあら町や本町などの通り沿いに居住する様子が描かれている。そこからは在郷町としての役割を果たしつつ商人の町として発展したことが伺える。この居住形態は、現在の地割りや土地利用に反映されており、商人が居住した通り沿いには今でも間口が狭く奥行きの深い短冊状の地割りが並び、店・住宅・蔵と続く土地利用を現在の本町や大町、高野町、十日町、あら町などで確認することができる。

また、絵図面には白山館方面へ水を引くために交差させたといわれる大樋川と野呂川が立体交差する様子やあら町通り沿いに並ぶ商家群の敷地を横断する水路なども描かれている。各屋敷の敷地へ水を引き入れる「入り水」や屋敷内で利用された「入れかわど」、そして敷地から敷地へつながる流れは、現在の町場においても見ることができる。また、冬期の消雪や火災時の消火などに使われることもあり、時代を超えた豊かな水利用がなされている。

豊富な水を供給する置賜野川は人々の畏れと敬いの対象であり、水神の具現化として近世前期には總宮神社に獅子舞が存在したといわれる。獅子頭の形状は置賜野川を下る龍神（大蛇）をかたどったものといわれており、十数人の若者が入った黒獅子は龍神が泳ぐ姿を連想させ、波文様や水玉文様をあしらった長幕の胴体をくねらせながら町中を練り歩き神々しい雰囲気醸し出している。置賜野川の流水が恵みの深い神として、時には怒れる神として住民に受け止められてきた表れである。

このように、長井の文化的景観は、置賜野川の扇状地において治水と利水に対応した暮らしが、中世の「戦国城下町」「門前町」、近世初頭からの「在町」、近世中期から明治初頭における最上川舟運による流通の結節点として、それぞれの時代における賑わいの風景が重層的に今の生活・生業に息づいており、我が国民の生活・生業を理解するうえで欠くことのできない文化的景観である。



立体交差水路（大樋川と野呂川）



河岸段丘跡（總宮神社北側）



かわど（撞木川）



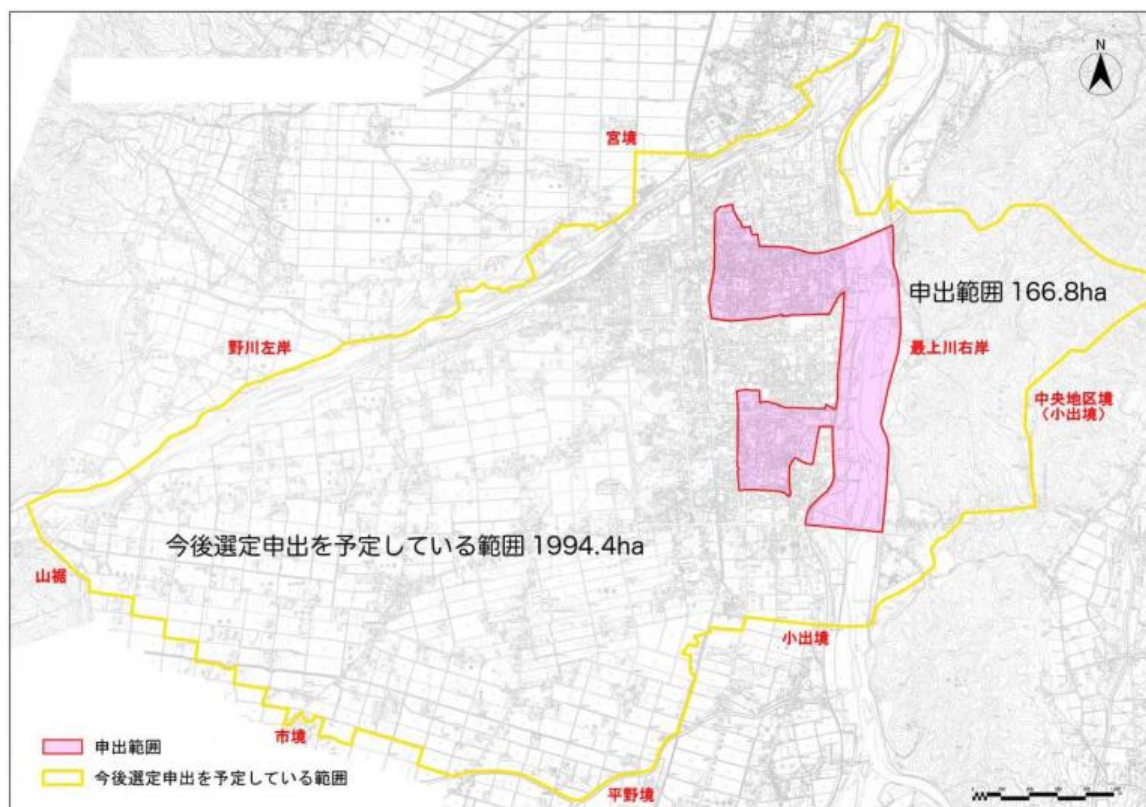
入れかわど（旧丸大扇屋）

2. 重要文化的景観選定申出の範囲

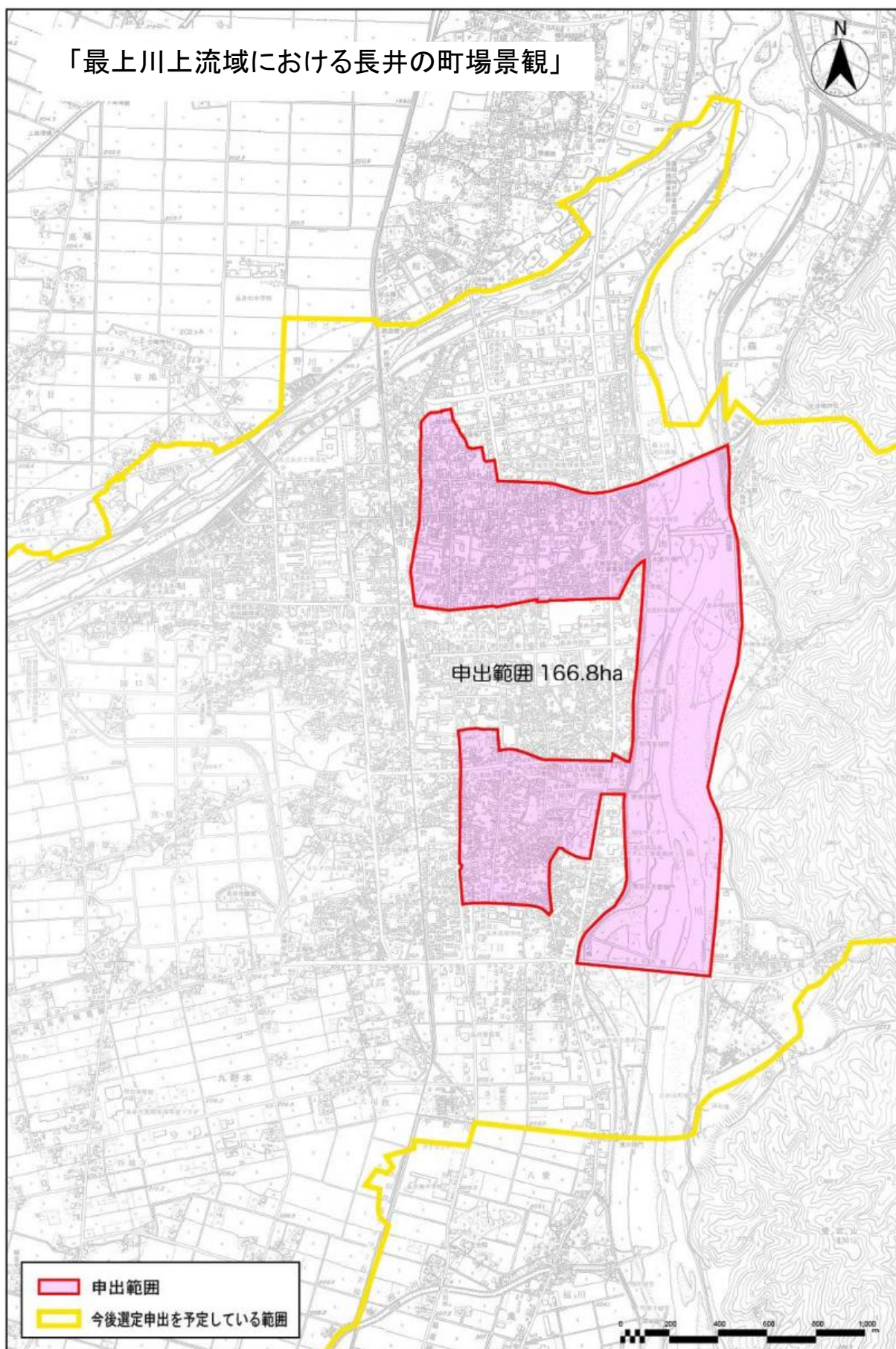
「長井市の文化的景観」の区域は、西部の扇頂部に広がる散居集落を含めた置賜野川扇状地一帯である。調査は散居集落を含めて実施し、調査報告書Ⅱを作成した。今回の申出をするのは「最上川上流域における長井の町場景観」として合意形成され、文化的景観を保護するため景観計画の変更がなされた区域に限定し、散居集落を含む農村部他については、景観計画の変更及び合意形成がなされてから二次以降の追加申出を行う予定である。

今回の申出範囲は、現在の市街地である中央地区の一部で、中世から政治的拠点及び流通・往来の拠点として機能していた宮区域（50.1ha）、小出区域（34.2ha）、最上川舟運の開通によって長井の発展を導いた最上川区域（82.5ha）で、面積は166.8haとなる。

長井市の市街地が「宮」と「小出」というふたつの核を持ち、それぞれの時代を重ね、流通・往来の変化に対応し、発展した面影を色濃く残す町場景観と、豊かな水環境に対応する生活の様子が今も継承される景観が、文化的景観の価値を有していることから、重要文化的景観の申出範囲とした。



申出範囲と今後選定申出を予定している範囲



重要文化的景観申出範囲

（２）文化的景観の保存に関する基本方針

本計画は、「長井市の文化的景観」調査事業において、自然、歴史、生活・生業の視点から明らかにした文化的景観の価値を守り、継承することを目指すものである。

「最上川上流域における長井の町場景観」は、長井の自然と歴史が長年積み重なり、そこに住む人々の生活や生業の営みの蓄積の上に形成された文化的景観である。景観法に基づく「長井市景観計画」による申出範囲全域の景観保護と、文化財保護法に基づく文化的景観保護制度による重要な構成要素の保護を図り、文化的景観を尊重した魅力あるまちづくりを推進し、長井市として個性ある豊かな景観の維持を目的として、保存管理・整備活用・管理運営にかかる基本方針を計画する。

１．保存管理に関する基本方針

保存管理は、この長井の町場が持つ景観特性を未来へ継承するために、文化的景観が形成された背景や景観構成要素の歴史の変遷を十分に考慮して行う。長井の町場がこれまで同様、様々な変化を受け入れながらも重層的な景観の魅力や価値を深め、これからの地域の発展につながる取組みを目指すものである。

選定申出の区域には、歴史的建造物が多く残り単体での保存管理が図られている一方で、面的に文化財としての保存管理は実現していない。選定申出範囲における既存法令等による行為制限を整理し、景観計画を活用することにより重要文化的景観区域として位置づけ、面としての良好な景観づくりを進めていく。

とくに、今も絶えず変化を続ける町場は、人が生活し、生業を続けることで景観が維持されているということを踏まえ、重要な構成要素においては、その本質的価値を十分に理解した上で法令による行為規制を遵守するとともに、その枠内で保存と変化を受容することを見極めて対応する。

そして、適正な保存管理には地域における継続的な取り組みが不可欠であり、文化的景観の本質的価値を認識し、その価値を保護する観点から行われることが重要である。行政は関係組織と連携・調整を図り、支援の方策を検討する。

２．整備活用に関する基本方針

文化的景観は、日々の生活の中でその価値が、見過ごされがちである。出来る限り地域住民が主体となり将来へ継承していくべき姿をイメージし、守り保存するための整備が望まれる。しかし、文化的景観に対する認知度は高いとはいえず、行政は、地域住民のみならず関係団体、事業者等に文化的景観保護の普及啓発を行い、さらなる理解を得る必要がある。また、選定範囲内における建築・土木工事においては、景観に配慮した事業実施の誘導や調整を行うことが求められる。

整備活用にあたっては、持続可能な地域づくりを目指し、長井市景観計画と連動して文化的景観を活かした地域の環境整備等を計画的に展開する。

とくに、長井の町場景観の特徴である、町を巡る水路網や、通りから店・母屋・蔵と続く奥行き深い土地利用と建造物群においては、現在営まれている生活・生業を尊重し、これらの歴史的背景や特性を踏まえた修理・修景のあり方を検討していく必要がある。加えて、町場の変遷を伝える要素とともに、点である建造物のまとまり、線としての通り、面としてのまちなみの関係性を整理した整備活用を検討する。さらに、整備活用の取り組みを通じて、住民だけでなく来訪者に対しても文化的景観の価値を伝えることが重要である。文化的景観を活用した公共物の整備や、情報発信によるPRに努め、文化的景観の価値や魅力を広めていくこととする。

3. 運営体制に関する基本方針

文化的景観は、そこで暮らす住民の生活を物語るものである。しかし、高齢化や生活スタイルの変化により、地域コミュニティのあり方に危機感を抱く住民が増えている。文化的景観の保護に効果的な運営には、地域住民の主体的な取り組みが不可欠であり、行政・住民・関係機関が景観保全及び活用に取り組む仕組みづくりが重要である。

行政の役割としては、地域住民の意見を反映した文化的景観施策の実施に努めることが重要である。特に公共事業にあたっては景観に配慮した整備を進めるとともに、国・県等の関係機関の理解と協力のもと連携・調整を図り、文化的景観に配慮した整備に取り組むこととする。また、景観部局と文化財部局が協力し、行政内部における他の関係部局と連携して支援施策を講じるなど、横の連携を深め、文化的景観の保存管理や整備活用を実施する。さらに、行政と民間組織との連携体制の構築を目指す。

また、文化的景観は、住民が主体であることの意識を持ち、保護・保全することが重要である。住民や所有者、事業者、専門家などが互いに情報を共有し、文化的景観を通じて全員でまちづくりに参加するような取り組みを行うとともに、将来の担い手育成にも取り組むこととする。

さらに、黒獅子舞などの地域の景観を彩る祭礼や、生活の安全を守る水路の慣行など無形の要素について、様々な活動を通して後世への継承を推進する。

(3) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1. 既存法令等による規制

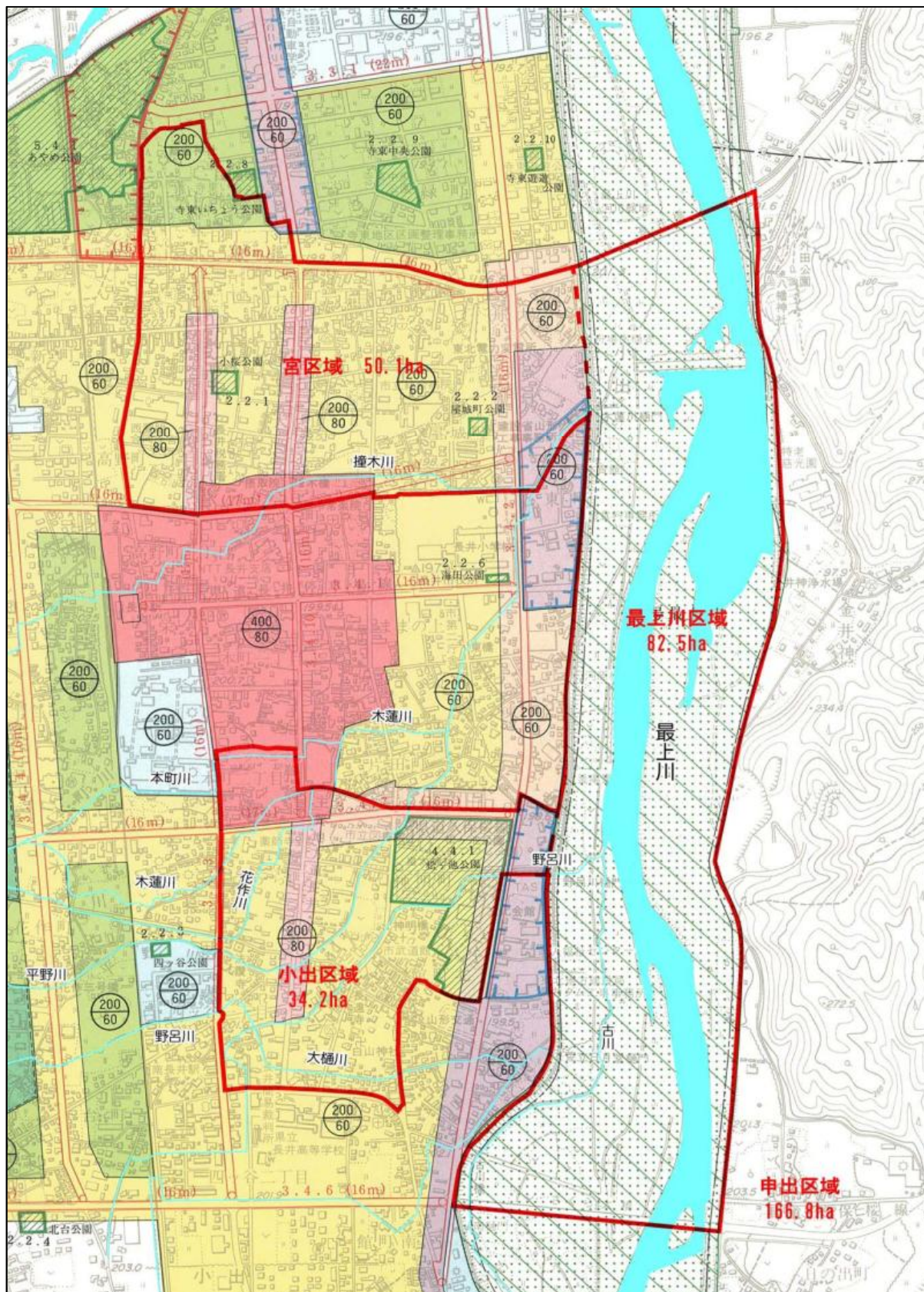
長井市全域は、景観法に基づき策定された景観計画により、景観保全に対する基本的事項が定められている。また、「河川法」「道路法」「農地法」「都市計画法」「文化財保護法」による広域性が適用されている地域が含まれている。既存法令等による行為の規制は以下のとおりである。

既存法令等による行為の規制一覧(1)

根拠法令	対象	申出範囲内の対象	許可届出等		規制内容	罰則規定
河 川 法	河川区域 (河川管理区域を含む)	最上川	許可	国土交通省	・流水の占用、土地の占用 ・土石等の採取 ・工作物の新築、改築、除却 ・土地の掘削、盛土、竹木の植栽・伐採	懲役 又は罰金
長井市準用河川 管 理 条 例	準用河川 普通地域	撞木川、木蓮川 花作川、平野川 大樋川、野呂川 本町川、新町川	許可	長井市長	・流水の占用、土地の占用 ・土石等の採取 ・工作物の新築等の行為	懲役 又は罰金
道 路 法	国道・県道・市道	国道 287 号ほか	許可	県知事 長井市長	・電柱や広告物の設置	懲役 又は罰金
長井市法定外 公共物の管理 に関する条例	道路、河川、水路、 ため池、その他これらに類するものであって、道路法、河川法又は下水道法の適用のないもの	同左	禁止 許可	長井市長	[禁止行為] ・汚損又は損傷行為 ・土石、竹木、ごみ等の堆積又は投棄等 許可行為 ・工作物の新設、又は土石等の採取 ・敷地の掘削、盛土、附属物の改築等 その他これらに類する行為等	過料
農 地 法	農 地	申出範囲内農地	許可	長井市 農業 委員会 県知事	・農地又は採草放牧地の権利移動許可 ・農地転用許可 ・農地採草放牧地の転用のための権利移動 ・農地採草放牧地の賃貸借の解約等	懲役 又は罰金
都 市 計 画 法	都市計画区域	申出範囲全域 (用途地域)	許可	県知事	・開発行為の許可 ・都市計画施設等の区域における建築許可 ・都市計画事業の認可 ・都市計画事業地内にかかる建築等の許可	懲役 又は罰金
鳥 獣 保 護 法	鳥獣保護区特定 猟具使用禁止区域	最上川の 該当区域 (同左舟場地域)	許可	環境大臣 県知事	・禁止区域内における特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等	懲役 又は罰金
建 築 基 準 法	用途地域	申出範囲全域	申請 確認	建築主事	・建築確認申請 建築用途制限、容積率、建ぺい率等	懲役 又は罰金
長井市特別用途 地区建築条例	特別用途地区	小出区域及び 宮区域の一部	許可	市長	・建築物の制限	罰金

既存法令等による行為の規制一覧(2)

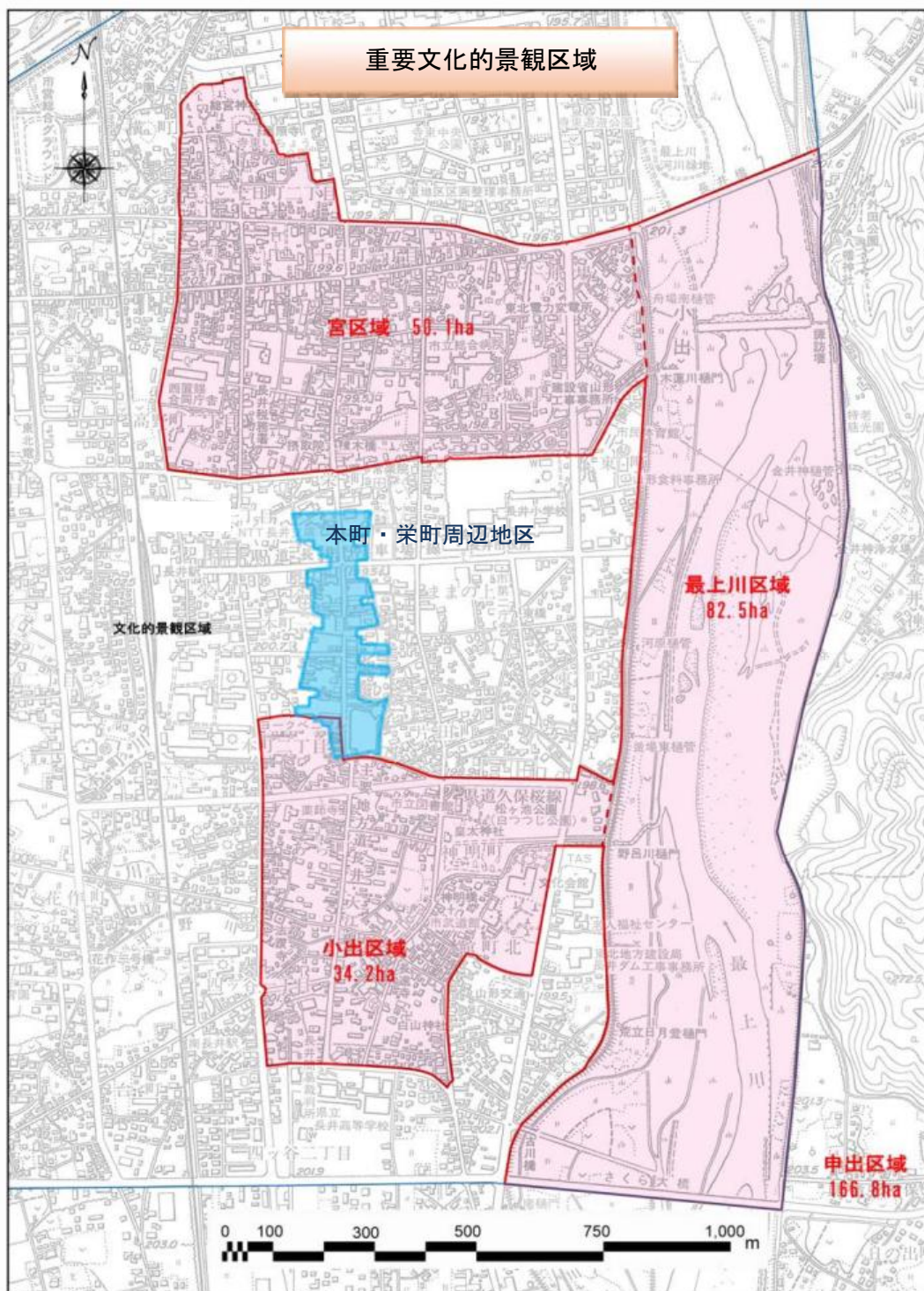
根拠法令	対象	申出範囲内の対象	許可届出等		規制内容	罰則規定
景 観 法	景観計画区域 (長井市全域)	申出範囲全域	届出許可	長井市長	・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更届出 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更届出 ・開発行為（宅地造成）届出 ・土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更届出 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の堆積届出 ・景観重要建造物の現状変更の許可 ・景観重要樹木の現状変更許可	勧告・命令 懲役 又は罰金
長井市景観条例		申出範囲全域				
都 市 公 園 法	都市公園	申出区域内の都市公園	許可	長井市長	・公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可 ・都市公園占用の許可	懲役 又は罰金
長井市都市公園条例	都市公園	・小桜公園 ・屋城町公園 ・松ヶ池公園	許可 禁止 届出	長井市長	[制限行為の許可] ・行商、映画撮影、興行等 [行為の禁止] ・都市公園の損傷又は汚損 ・竹木の伐採、又は植物の採取 ・土地の形質の変更など [行為完了等の届出]	過 料
文化財保護法	登録有形文化財	・鍋屋本店 ・醸造元長沼合名会社 ・齋藤家住宅 ・(合)山一醤油製造所	届出	文化庁 長官	・所有者の変更 ・滅失、き損、亡失、盗難 ・所在場所の変更 ・現状変更	過 料
	埋蔵文化財包蔵地	申出範囲内埋蔵文化財包蔵地	届出	文化庁 長官	・遺跡の発掘調査 ・土木工事のための発掘 ・遺跡の発見	罰金・過料
山 形 県 文 化 財 保 護 条 例	県指定文化財	・旧丸大扇屋	届出許可	県教育委員会	[有形文化財] ・所有者の変更等届出 ・滅失、き損、亡失、盗難届 ・所在場所の変更 ・現状の変更をし、又は保存に影響を及ぼす行為の許可	罰金・科料
長 井 市 文 化 財 保 護 条 例	市指定文化財	・總宮神社本殿 ・旧西置賜郡役所	届出	長井市教育委員会	[市指定の市宝] ・所有者の氏名等変更届 ・滅失、き損、亡失、盗難届 ・所在場所の変更 [市指定の史跡、名勝、天然記念物] ・現状変更、影響を及ぼす行為届	



土地利用規制図（都市計画用途地域規制）

2. 長井市景観計画による規制

長井市景観計画では、地域の特性に応じて重点的に景観形成に努めることとしている。その一つとして本町栄町周辺地区とともに、文化的景観申出区域を「重要文化的景観区域」として設定し、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある開発行為や建築等を対象に行為の制限を定め、届け出のあった建築行為等に対して指導を行うこととしている。



景観計画における重要文化的景観区域

景観計画による行為の制限の届出対象行為及び届出を要しない行為は以下のとおりである。

■ 届出の必要な行為

対 象 行 為 の 区 分 届 出
建築物の新築、増築、改築又は移転
建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積

■ 届出を要しない行為

届出対象行為のうち、通常管理行為や軽易な行為又は非常災害のための必要な措置として行う行為は届出の適用が除外される。

届出行為の区分	届出の適用が除外する行為の規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル以下で、かつ、建築面積が500平方メートル以下であるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10メートル以下で、かつ、建築面積が500平方メートル以下であるもの 上記以外の建築物で、左欄に掲げる外観の変更に係る面積が見付面積の2分の1以下であるもの
工作物(電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものを除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが10メートル以下で、かつ、建造面積が500平方メートル以下であるもの
電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さが20メートル以下であるもの

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	法面の高さが2.5メートル以下であって、長さが30メートル以下で、かつ、面積が3,000平方メートル以下であるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	法面の高さが2.5メートル以下であって、長さが30メートル以下で、かつ、面積が3,000平方メートル以下であるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	堆積物の高さが5メートル以下で、かつ、面積1,000平方メートル以下であるもの

■ 長井市景観計画における景観形成基準

長井市景観計画では、重要文化的景観区域についての景観形成基準は、長井市全域に適用される

①景観形成基準のほか、②文化的景観重要地区における景観形成基準を加え、良好な景観形成のための行為の基準とする。

①長井市全域の景観形成基準

建築等 (建築物の新築、改築、増築及び形態意匠の変更、色彩の変更)	形態意匠	建築物の周辺一帯がまとまりのある形態意匠となるよう周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。ただし、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。
	高さ	- 周辺の景観に配慮した高さとする。 - 眺望景観に配慮した高さとする。
	位置	尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とする。
	敷地・外構	- 道路に面する場所や敷地内の緑化に努める。 - 敷地内、周辺の水路の保全に努める。
	眺望景観	- 保全対象の眺望景観（別に定める眺望景観を言う。以下同じ）における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 - 建築物の高さは、保全対象の眺望景観における視点と主対象の上端を結ぶ面（以下「眺望面」という。）を超えないようにすること。やむを得ず、眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。

建設等 (工作物の新築、増築、解体および色彩の変更)	形態	・ 周囲に圧迫感・違和感を与えないよう、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	・ 周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。ただし、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。 ・ 眺望景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とする。 ・ 鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
	素材	・ 耐久性に優れた維持管理が容易な素材や、周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。
	眺望景観	・ 保全対象の眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 ・ 工作物の高さは眺望面を超えないようにすること。やむを得ず眺望面を超える場合は、当該工作物の位置、形態意匠を保全対象の眺望景観全体と調和のとれたものとする。
開発行為 (建築、建設のため土地の形質の変更)		・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ・ 樹木の伐採は必要最小限に努めること。
土地の形質の変更 (開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更)		・ 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 ・ 土石の採取等においては、行為の途中においても採取後の土地の緑化を随時行う等周囲の景観に配慮すること。 ・ 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・ 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。
物件の堆積 (屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積)		・ 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・ 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、敷地外周部に植栽等を施し周辺の景観に配慮すること。

②重要文化的景観区域の景観形成基準

行為の種類		宮・小出地区	最上川流域地区
建築等 (建築物の新築、改築、増築及び形態意匠の変更、色彩の変更)	形態意匠	・寺社や古い商家、住宅等、地区に残る歴史的建造物、そしてまちなみを保存するとともに、周辺の建物についてはそれらを阻害しない建築計画とすること。	
	色彩		
	高さ		
	位置	・行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合はその保全に配慮した位置とすること。	
	敷地外構	・町並みの統一感を演出するため、敷地と道路、水路等との調和を図ること。	
建設等 (工作物の新築、増築、改造及び色彩の変更)	形態	・寺社や古い商家、住宅等、地区に残る歴史的建造物、そしてまちなみを阻害しない建設計画とすること。	
	色彩		
	高さ		・地域の連続性及び山の稜線に配慮した高さにすること。
	位置		
	素材	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。	・地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮すること。

3. 重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準

①届出を要する行為

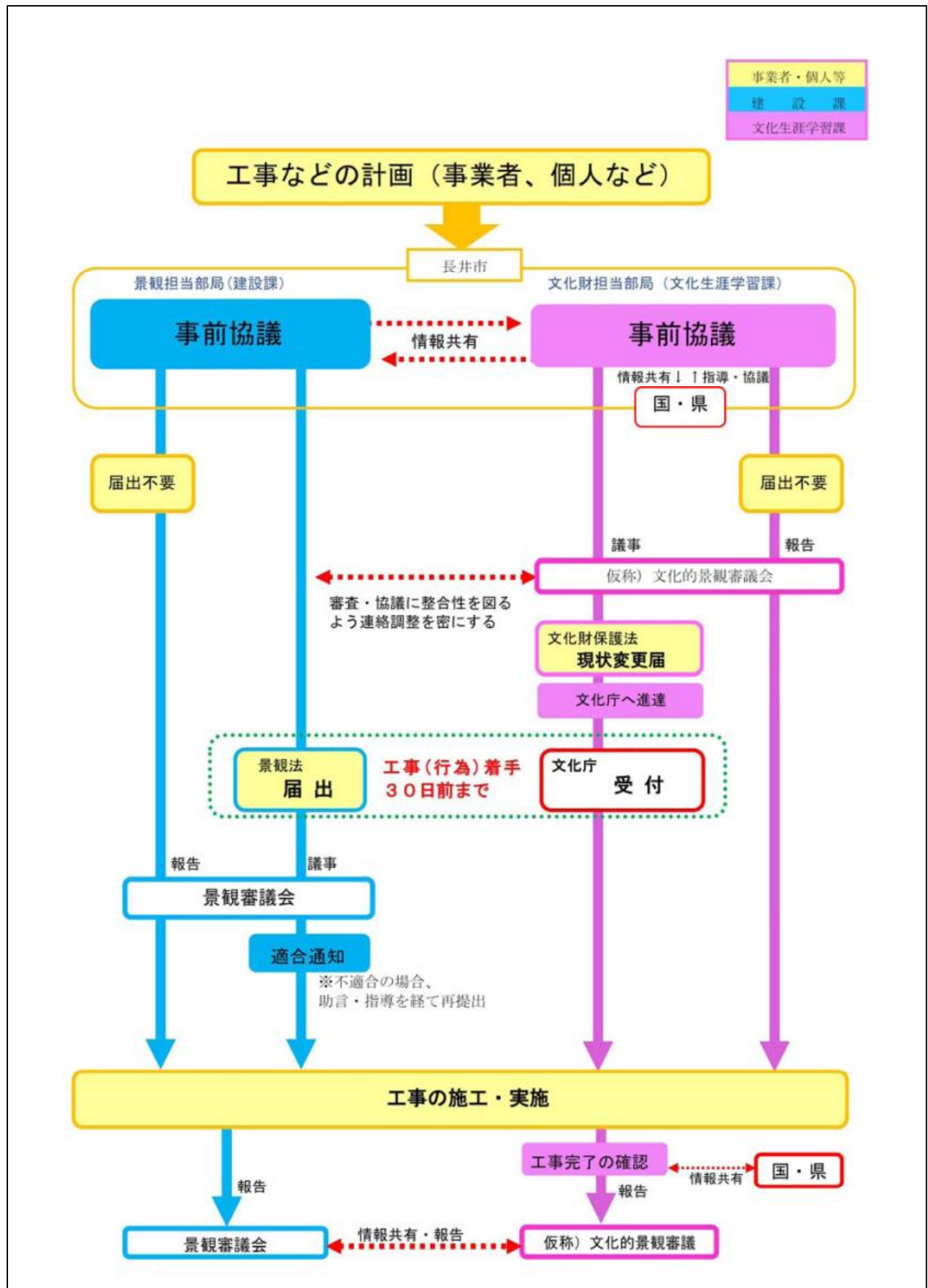
長井市の文化的景観の文化庁長官への届出行為について、届出対象とするのは文化的景観の重要な構成要素とし、届出の必要な行為は以下のとおりである。

【届出を必要とする行為】

届出種類	届出の必要な場合	届出日	根拠法
滅失	消失、流失等により滅失した場合	事実を知った日から 10 日以内	文化財保護法 第 136 条
き損	災害等により大きく破損した場合		
現状変更	移転、除去、文化的景観の構成要素の価値に影響を及ぼす行為	現状変更をしようとする日の 30 日前まで	文化財保護法 第 139 条

なお、滅失又はき損（法第 136 条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は平成 17 年文部科学省令第 24 号（以下、省令という。）第 4 条に定められている。また、現状変更の届出等（法第 139 条）については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を図る場合において、影響が軽微である場合はこの限りではないとされており、その維持の措置の範囲は省令第 7 条に定められている

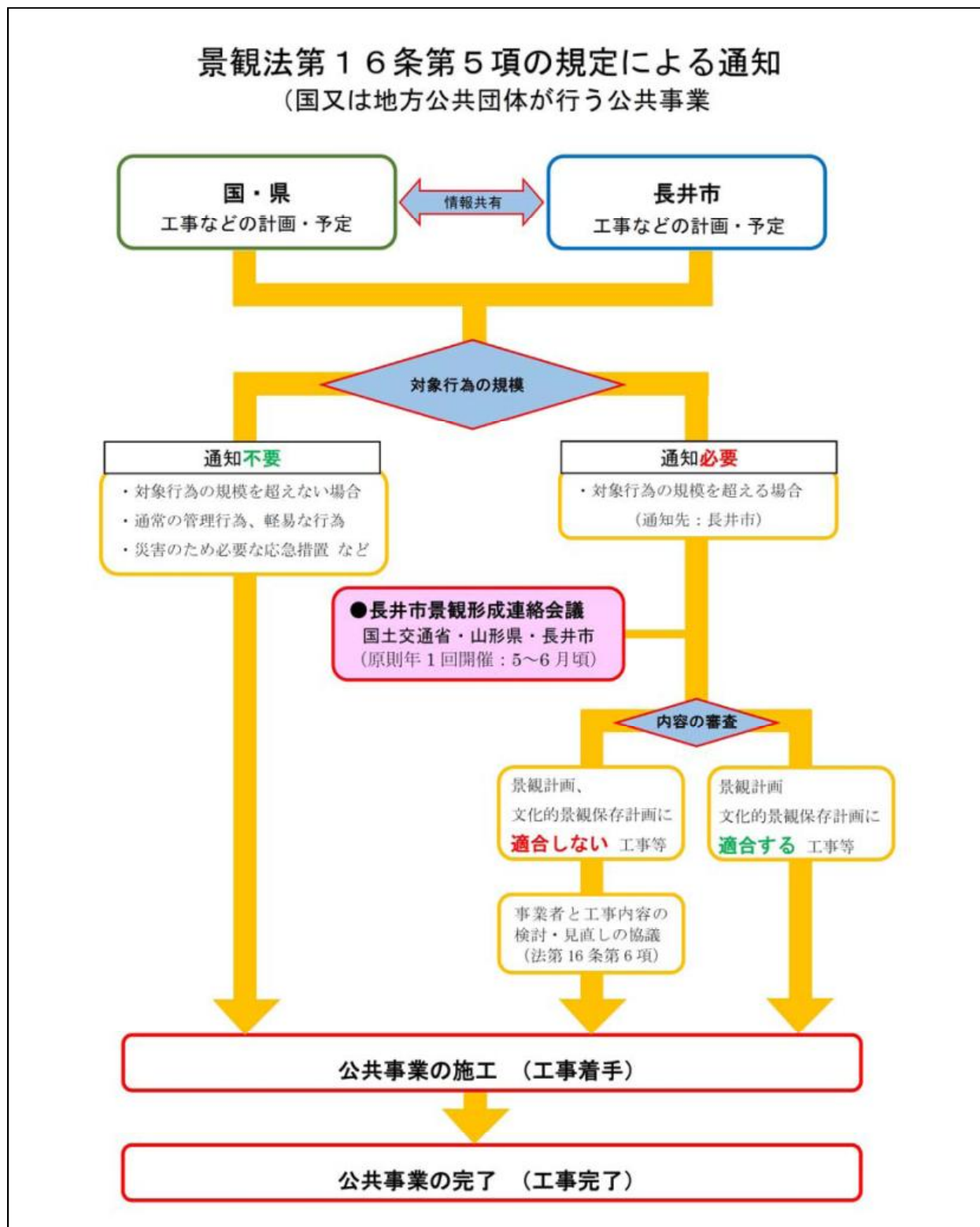
また、重要文化的景観選定範囲内において、長井市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から長井市教育委員会に照会するものとし、現状変更の内容によっては所有者等との協議を行うこととする。



現状変更にかかる手続きの流れ

②公共事業の手続き（※現状変更手続きの流れ）

重要文化的景観選定範囲内で行われる公共事業については、長井市教育委員会はその公共事業を行う関係団体と事前に協議を行い、重要文化的景観の保存について影響を及ぼすことのないように調整を図る。保存に影響を及ぼす場合には、現状変更届の提出を行う。



公共事業（国土保全事業など）の手続きの流れ

(4) 文化的景観の整備に関する事項

1. 整備活用に関する考え方

整備・活用に関しては、基本方針で述べたとおり、地域住民・行政・各種団体・専門家等の担い手が相互理解を図り、協働で取り組む必要がある。とくに、道路や河川などの公共物は景観形成に対する影響が大きいことから周囲との調和に配慮が必要であり、行政は関係機関と調整を重ねて、長井市景観計画による重要景観公共施設の指定や景観の整備・活用に向けて共通の理解をすることが重要である。

具体的な取り組みとしては、文化的景観の重要な構成要素の修理・修景等を適切に実施することにより、地域の魅力を共有し、伝えるための取り組みをハード・ソフトの両面から進める。

「最上川上流域における長井の町場景観」として、最上川舟運の歴史を物語る河川区域や最上川と町場を結び流れる小河川や水路の景観形成を図る。また最上川の舟運を担ってきた宮船場や小出船場などの往時の舟場の姿は、現段階で必ずしも定かではないが、往時の舟場の成り立ちや土地利用を明らかに、舟場の復元を研究することが期待される。

長井の町場の形成や流通往来による長井の発展を牽引してきた商家が、宮区域の十日町通りや小出区域のあら町通りなどに面して、間口が狭く奥行きの長い敷地に往時の繁栄を今に伝える地割や街区が見られ、店、主屋、蔵などの建造物が連続する姿を維持継承していくことが、長井の町場の成り立ちを示すものとして重要である。

更に、これらの敷地内に水が引きこまれ、敷地から敷地へと水の流れがつながり、今も使われている姿を維持し継承していくことが、長井の水を生かす文化的景観として価値がある。敷地内や道路沿いに張り巡らされた伝統的な切石を活かした水路の景観を維持していくことが重要である。既に、一部の水路や敷地内の池では、水の流れが途絶えてしまったところも見られるが、庭に残された切石による水路や池の跡の価値を再認識して、水の流れを復元することや水路形状の維持保全を図ることが期待される。

時代の重層性が特徴的な長井の町場では、中世から近世にかけての町場の変遷を伝える要素がそこかしこに残されている。近年は、まち歩きツアーが頻繁に行われており、平成29年4月には最上川沿いに「観光交流センター 道の駅 川のみなと長井」が開設され、市内外からの参加者が増加傾向にあり、交流人口の増加が期待される。新旧の各種機能が混在している町場の景観を文化的景観として捉え、整備・活用を進めるには、そこで生活を営む住民と外から訪れる観光客の双方の視点から、整備活用方策を考えることが重要である。

2. 整備・活用の方針

①関係機関との調整の方針

1) 河川区域の利活用

最上川舟運を基礎とした流通・往来の景観地として、国、県、市での協議、調整を図りながら、河川及び河川区域内の利活用を図る。併せて、置賜野川の水利用の景観地として、小河川や水路の景観の整備を検討する。

2) まちなみ整備

まちなみの整備にあたっては、国、県及び市の建設部局やまちづくり担当部局等、住民や市民団体との協議・調整を図りながら、中世の町の成り立ちや、最上川舟運やそれに伴う商業の発展など、歴史の重層性、生活や生業の複合性など、長井特有の守るべき形態や様式を次代に引き継ぐことを目指した整備計画の策定を検討する。

3) 道路・河川・水路整備

道路や水路等の公共施設については、関係各課と調整を図り、江戸時代からの商家群をイメージできるような整備を図る。

併せて、置賜野川の水利用の景観地として、小河川や水路の景観の整備を検討する。

4) 修復及び再生等の整備

最上川の河川区域内にあったとされる“宮舟場”“小出舟場”の舟運当時の風景の再現の可能性を探る。また、最上川舟運によって醸成された長井のまちなみの再現の可能性を探る。

②構成要素に対応した整備の方針

基本方針をもとに、重要な構成要素について以下の方針により整備を推進する。基本的には、町場景観の形成の過程に意味を持つ要素であることを考慮し、現状維持を目的とした修理を基本とする。整備・修理等に立っては、必要に応じて調査を実施し、修理の方針に反映させる。復元や修景にあたっては、特に綿密に調査を実施し、十分な検討をしたうえで実施することとする。

構成要素	整 備 の 方 針
家 屋 等 建 造 物	・良好な景観の居住群としての景観保全をめざす。 ・新築・増改築または修理等を行う場合、周囲の景観に見合った施工方法等を十分に協議し、歴史的変遷を尊重し、現在の生活ニーズや利便性に配慮した修理に努める。 ・伝統的な屋敷構え（敷地内における建物配置等）の維持及び、敷地内の水路や水利用のかたち（池やかわど等）の保全に努める。
公 共 施 設 事 業 所	・新築・増改築または修理等を行う場合、周囲の景観に見合った施工方法等を十分に協議し、歴史的変遷を尊重し、現在の利便性にも配慮した修理に努める。
地割・街区	・古くからの敷地割等を尊重し、無秩序な区画割の細分化や高低差の大きな変更はできるだけ避けるように配慮する。 ・歴史ある道路沿いにある建物では、隣接する建物との調和に配慮するとともに道路沿いの形態意匠の維持に努める。 ・道路沿いの駐車場等は大規模な開口部は避け、板塀等の外構により最小限の出入口とするように努める。 ・公共事業においては、周囲の景観との調和に配慮した整備を行う。
河川・水路	・古くからの地割や水の流れを尊重し、既存水路の廃止、付替え、暗渠化はできるだけ避けるように配慮する。 ・河床・護岸の改修や修理等については、可能な限り既存素材の再利用と工法を取ることが望ましい。ただし、各種法令等の制限により復旧等が困難な場合には、現状の記録を取ったうえで既存の素材や文化的景観に配慮した工法とする。 ・公共工事においては、文化的景観に配慮し、町場の景観との調和に努める。 ・生態系の保全に努める。
神社・仏閣	・構造・材料・色彩等の保全に努める。 ・信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため原則として移設は行わない。 ・修理等を行う場合、周囲の景観に見合った施工方法等を十分に協議し、歴史的変遷を尊重し、現在の利便性にも配慮した修理に努める ・無形文化の保存に努め、伝承されてきた地域文化に触れる機会を提供することに努める。
工 作 物	・工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和を図る。 ・建築物等の景観の連続性を阻害している工作物については、修景を図る。

構成要素	整備の方針
道 路	・新設・改良工事については、歴史的変遷に配慮し、良好な景観の継承を目指した道路の整備や修繕に努める。 ・まちなみの基礎となる連続性のある建造物や土地利用の継承につながる修理等に努める。 ・ガードレールなどの構造物はコントラストの強い色調を避け、景観との調和を図る。
広 場	・小桜館等の広場の周辺では、建築物や工作物の高さ、色彩、屋根の構造等は広場空間との調和に努めるように配慮する。
遺 跡	・宮村館、白山館などの土塁等の遺跡の周辺では、開発等にあたり緩衝機能を持たせ離隔距離を保つなど、歴史的な土地利用形状を尊重した整備に配慮する。 ・埋蔵文化財包蔵地として保護を図る
屋外広告物 自動販売機	・文化的景観として価値の高い建造物等の周辺には原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、高さや色彩、道路からの見え方に配慮し、周囲の景観との調和に努める ・交通誘導板や観光案内板等は必要最低限とし、周囲の文化的景観に調和したものとする
そ の 他	・寺社や民地に残る巨樹や樹林の保存を図り、町なかの緑の保全に努める。

(5) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1. 管理運営に関する考え方

長井の町場景観は、これまで数百年にわたって変遷を繰り返しながらも、本質的に流通・往来、水利用の特徴を失わずに残されてきた町場の土地利用や住宅の配置構成といった景観地である。この特質を踏まえ、重要文化的景観に選定され、良好な景観の保存継承するためには、これまで培われた地域のルールによって守られてきた文化的景観の重要な要素を改めて再認識し、保存管理・整備活用を図りながら景観の形成を推進していくことが望ましいと考えられる。したがって、地域住民が今まで生活の中で取り組んできた活動を基本に景観形成基準を設け、保存していこうとするものである。

行政としては、市民がこの文化的景観の価値を認識することにより、地域で文化的景観の保全・育成に取組み、地域から文化的景観を発信する活動を進めていけるように、誘導し、支援を行う。

文化的景観の保存にあたっては、現状変更の届出や協議にかかる行為のうち、影響が大きい行為については、学識経験者、地域・住民、行政関係者による委員会を設置し、当該行為の事業者と調整していくものとする。

市民生活の利便性や安全性と調和しながら、道路や水路等の外観の歴史的風合いを維持し、地域の良さの本質を失わないように、自然環境や隣接建物などと調和した文化的景観の維持や景観づくりの取組みを生み出していくように、地域住民の発意と協調による活動を促進する。

とくに、景観保全に取組む市民団体の各種活動を積極的に支援するとともに、その活動を市内外から訪れる人々に広く紹介し、その価値をより深く認識し、また伝えることにより相乗的に景観価値を高めていく取組みを推進する。



山形新聞 (平成 27 年 11 月 10 日)

①人材の育成

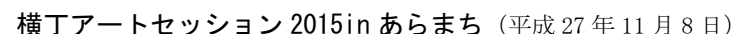
文化的景観に係る市民の理解を深め、維持・継承していくための活動を進めるため、ボランティア等を育成する組織づくりを進め、文化的景観の保存・活用にに向けた活動を促進する。

②水との暮らしの中で生まれた地域の伝統芸能の伝承

水の文化を継承する黒獅子舞まつり等の町場で行われる伝統行事を次代に継承し、文化的景観としての価値の伝承につなげるように努める。

③まちづくりや観光につなげる

重要文化的景観の区域内にある敷地や建造物、水路などの長井の文化を伝える貴重な資源を活かしてネットワーク化を図ることにより、地域づくりや観光に活かす取り組みを進める。



長井といえば…
水路でしょ

家に引き込み活用

その土地の人々の生活や、暮らしの姿があらわに。水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

「入れかわ」とも呼ばれる。長井市で、水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

（中）かわど

丸大屋の奥にある「入れかわ」は、水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

丸大屋の奥にある「入れかわ」は、水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

山形新聞（平成 27 年 11 月 11 日）

長井といえば…
水路でしょ

市民が価値を体感

豊かな水に育まれた町。市民ら有志が、市と連携し、水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

（下）清掃プロジェクト

市民が価値を体感。水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

水路の引き込み、一角のなかに、風土や文化が息づいている。それが「水路」である。

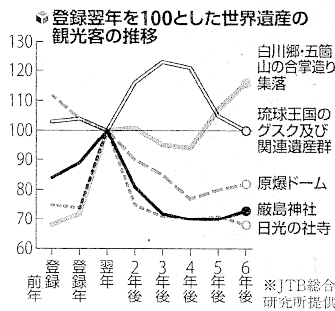
山形新聞（平成 27 年 11 月 12 日）

歴史遺産は、観光立国に欠かせない文化資源だ。その魅力は生かして切れているのか。保護とのバランスはどうかあるべきか。4回にわたって現地を探る。

歴史観光

① フランド

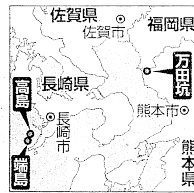
炭坑内へ人々や資材を下ろした鋼鉄の竪坑構は、役目を終えてなお、高さ18・9mの巨体に威厳を漂わせていた。三池炭鉱の万戸坑（熊本県荒尾市）。戦前・戦中に年間80万トンの石炭を産出した近代化のシンボルが、香港から来た主産炭さん32は、「世界遺産になった」と知って見えた。たまたと盛んにカメラを向け、た。「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として昨年7月に世界遺産登録。昨年11月、前年同月の46・23人を大きく上回る1万9247人が訪れた。やはり産業革命遺産の一つ「軍艦島」の通称で有名な端島（長崎市）も、見学



遺産の魅力 まず地元が理解

旅行者の共感呼ぶ方策を

者でにぎわう。海底炭坑の最盛期に約3000人が住んだ廃墟だ。「高層アパートは防波堤の役割もあり、波が穏やかな側に炭坑が、波が高い側に住宅があり、またこのガイドの説明に、埼玉県川口市の津田雅明さん75は「ずっと残っているねえ」と感嘆深げだ。



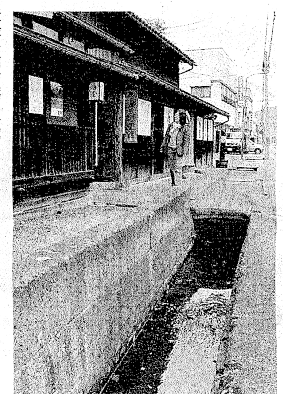
観光振興の目玉として、各地で国連教育・科学・文化機関（ユネスコ）の世界文化遺産を目指す動きが続き、年1件1件しか推薦できない狭き門ゆえ、近年、人気は無形文化遺産や世界



端島（軍艦島）に上陸し、見学する観光客ら（昨年11月18日、長崎市）。中央は観光客ら

定員200人のクルーズ船を1日2便運航する、やまぎ海運の伊達明徳事務は「世界遺産になって予約の入り方が違う。休日ばかり月先まで埋まる」と言う。だが、投資して船を増やす気はない。「世界遺産のブームは長く2年、早ければ1年（言うから）」

記憶遺産にも広がる。だが、JTB総合研究所の河野まゆみ主任研究員は「ほとんどの世界遺産で、登録ブームは一過性。リピーターを増やせるかは、用語からして難しい文化財の本質を、簡潔に伝えられる人が地元にいるのかにかかっている」と指摘する。



街中の水路が美しい山形県長井市

登録に向け港の施設改修や電気自動車のレンタル開始などの準備を進めてきたが、あてがわれた格好だ。



文化遺産を生かすには、ユネスコのフランドだけが頼りなのか。江戸から明治時代、最上川の舟運で栄えた山形県長井市。街中を網目状に水路が流れ、炊事のための家屋内に水路を引き込んだ「入れかき」など独特の景観が残り、国交省の調査で、2014年に市内の最上川を訪れたのは5万

7181人。散策路整備の効果もあり、03年の2倍近くに伸びた。山形県はかつて「最上川の文化的景観」の世界遺産登録を目指した。出羽三山などにも長井市内の商家も構成資産候補に挙がったが、県は09年に登録そのものを断念した。東北文教大前期大学の菊地和博特

任教授（民俗学）は、当時の登録運動を「上滑りだった」と振り返る。だが断念したことで、「かえって住民参加で景観保護を考えるようになった」という。その表が、地域の風土に根ざした景観を国が認定する重要な文化的景観を目指す動きだ。13年に同県大江町の景観が選定され、観光客が増えている。長井市でも選定を目指し、水路網を取り込んだ対象区域を設定する準備が進む。NPO法人「最上川リバーツ・リズムネットワーク」の佐藤五郎代表は「選定を目指す議論の中で『長井って言えばなんだべ』って改めて『水だべ』と振り返る。河野さんは「観光が大事なのは、見るだけでなく土地との縁が結べるかどうか」と言う。遺産の価値を地元が深く理解し、それに旅行者が共感すれば、両者の未来の関係は生まれるはずだ。（文化部 清岡史）

視点 青柳正規・文化庁長官



「日本遺産」増えてこそ効果

日本の文化財は数多く、自ら語ることはほとんどない。例えば尾形光城の燕子花図はデザインだけでなく、文化庁は今年度から、地域の文

化財を互いに関連づけて登録する「日本遺産」を始めた。また18件、もう少し増えないと効果は出ないと説明するのが大切な。日本は島国で、江戸時代以前は海外との交流も限定され、このものが素晴らしいという世界的な視野での情報が少なかった。だが、そうやって様々な文化財が資源として力を発揮できようになっ

ていき、一般の方々も、それぞれが良しあしを判断するようになった段階では、フランドに左右されなくなるはずだ。フランドの役割は、そこで成功裏に終わっていくのではない。

～長井の文化的景観守り隊・水守アクション～ **第2弾**

まちなか水路
一緒にきれいにしませんか？



長井市には、水と緑の景観が美しく、水と緑が調和した美しい風景が広がっています。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 27 年 9 月 13 日(日) 午前 9 時～12 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 500 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 27 年 9 月 9 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

長井の文化的景観守り隊・水守アクション (平成 27 年 9 月 13 日)

長井市の文化の景観
長井川の清流・往來及び長井の街道風景

長井市には、水と緑の景観が美しく、水と緑が調和した美しい風景が広がっています。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 27 年 9 月 13 日(日) 午前 9 時～12 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 500 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 27 年 9 月 9 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

～長井の文化的景観守り隊・水守アクション～

まちなか水路
一緒にきれいにしませんか？



長井市には、水と緑の景観が美しく、水と緑が調和した美しい風景が広がっています。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 28 年 8 月 6 日(土) 午前 9 時～12 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 300 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 28 年 8 月 2 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

長井の文化的景観守り隊・水守アクション (平成 28 年 8 月 6 日)

長井の文化的景観守り隊「水守アクション」について

「水守アクション」は、長井市の文化の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 28 年 8 月 6 日(土) 午前 9 時～12 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 300 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 28 年 8 月 2 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

～長井の文化的景観守り隊・水守アクション～

まちなか水路
一緒にきれいにしませんか？



長井市には、水と緑の景観が美しく、水と緑が調和した美しい風景が広がっています。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 28 年 9 月 3 日(土) 午前 9 時～11 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 300 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 28 年 8 月 30 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

長井の文化的景観守り隊・水守アクション (平成 28 年 9 月 3 日)

長井の文化的景観守り隊・水守アクション Part 1 の記録写真

長井市には、水と緑の景観が美しく、水と緑が調和した美しい風景が広がっています。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

長井市の文化的景観守り隊・水守アクションは、水と緑の景観を守り、一緒にきれいにしましょう。水と緑は、私たちの生活に欠かせない大切な存在です。水と緑を守り、一緒にきれいにしましょう。

平成 28 年 9 月 3 日(土) 午前 9 時～11 時 (雨天決行)

場 所： 本蓮川 (新井町から新井川まで)

観 望： 渡部 裕 氏 (長井市環境課長)

参加費： 300 円 (参加費、保険料、保険料)

定 員： 20 名

申込期限： 平成 28 年 8 月 30 日(水)まで

持 物： 活動しやすく、汚れてもよい格好、タオル、帽子、長靴 (雨天決行)

主催： 長井市環境課長 長井市環境課長 長井市環境課長

- フットパスの活用と連携による文化的景観の案内（案内表示の系統化など）によって、長井の歴史文化を散策するなど、文化的景観をキーワードにしたまち歩きの推進
- 地域の人々や所有者と連携し、年に一回から数回程度、個人庭園、住宅等の一般開放による地域おこしの推進
- 文化的景観としての水路の維持・保全及び環境教育への活用、水利用を通じた歴史文化教育の推進
- 建造物、施設等の歴史文化的経緯の案内表示による「まちの成り立ち」の歴史的つながりに関する市民理解の向上



フットパス「みずはの小道」のパンフレット



市民による「水と梅花藻の調査」ながい黒獅子の里案内人（平成 28 年 6 月 12 日）

長井市の魅力を再発見するうえで、専門的な観点を持つ学識経験者や専門家からの意見や助言は重要である。このため、外部アドバイザーは、文化的景観の特性やその価値を正しく後世に伝えるための調査を担い、行政への助言や具申を積極的に行う。また、地域の大学などと連携し、地域や市民とともに長井の魅力を発見する方法を検討する。

文化的景観シンポジウムの開催（平成27年9月5日）

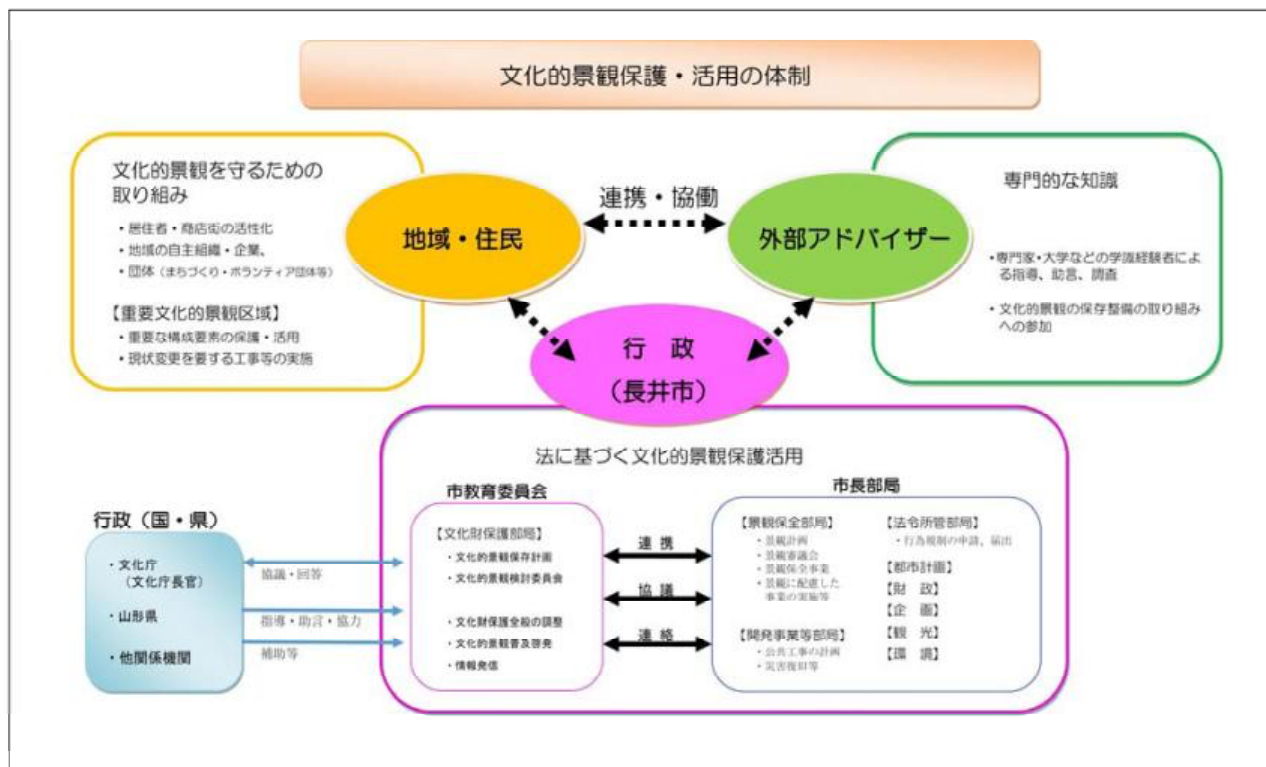
4. 行政の役割

重要文化的景観の選定後において、長井市の文化的景観の整備活用を図るためには、文化的景観整備活用計画の策定が必要である。このため、これまでの「長井市の文化的景観」調査検討委員会を元に、整備活用について検討する組織（長井市の文化的景観検討委員会（仮称））を設置し、景観法に基づく組織である「長井市景観審議会」との連携を深める体制作りに努める。

文化的景観を担当する文化生涯学習課（長井市教育委員会）は、重要な構成要素にかかる届出や文化財保護法に基づく届出行為について、景観担当部署と連絡を密にして協議調整を図る。さらに、市行政内部では、文化的景観の保存活用を検討する組織（仮称：長井市文化的景観保護活用検討委員会）を設置し、庁内での情報共有と保護活用を図るとともに、国や県などの補助制度などの活用や、市独自の補助制度等を検討する。

地域住民による組織や団体に対する研修会の開催や情報提供を行うとともに、専門家派遣などの支援策によって、地域住民と外部アドバイザーとの連携、そして、共通理解を深めるための調整に努める。また文化的景観を活用したまちづくりや商店街の活性化、交流人口の増加のため、積極的な情報発信に努める。

■運営管理体制図



保護活用の体系図

(6) 文化的景観における重要な構成要素

1. 重要な構成要素の考え方

長井市の文化的景観は、選定基準において、「水の利用に関する景観地」、「流通・往来に関する景観地」、「居住に関する景観地」が複合した独特な景観である。

この文化的景観における重要な構成要素として、以下のとおり要素を設定する。

① 河川

当該区域における地形や地理的環境など自然環境に関わる要素は、当地の土地利用や生活・生業を知るうえで欠かすことができない。最上川舟運に利用された最上川のほか、町場の水路網の大動脈でもある準用河川（木蓮川、大樋川、野呂川、花作川、平野川、撞木川、新町川）を重要な構成要素とする。

② 道路

長井の町場景観において、道路は町の構造や交通の要衝であったことを伝える重要な要素である。

扇状地における農村部と町場を繋ぐ東西の道、隣接する宮区域（村）と小出区域（村）を繋ぐ南北の道は、江戸時代後期の絵図にも確認される。これらは、米沢への街道や上越へ向かう十三峠、出羽三山詣へ向かう六十里越街道に通じ、交通の要衝という位置を表しているものである。また、流通・往来の変化に伴い、整備された鉤型の道や主要な通りの配置は、長井の町場の姿を継承する重要な構成要素とする。

③ 橋梁

最上川は、宮区域（村）と小出区域（村）にとって舟運の交通路であったが、一方では隣村との交通を阻む要素でもあった。近世では、舟で渡って対岸の村へ行かなくてはならなかった。明治になると、宮区域（村）から荒砥へ向かう東街道の開通に伴い長井橋が架けられた。続いて小出村から東置賜群へ通じる長井大橋が架けられ、長井の町場から近隣の町場への交通が容易になった。また、撞木橋は江戸時代後期の絵図にも確認されることから、長井の町場において、流通・往来を語るうえで欠くことのできないため、重要な構成要素とする。

④ まちなみ

長井の町場は、置賜野川の扇状地における水と関わり暮らす生活・生業を知るうえで重要な面的要素である。舟運時代の繁栄を伝える商家や、交易地としての性格を受け継ぐ商店街、米沢藩の在郷町として構成された通りから奥行きの深い地割の土地利用、町中を網羅する水路網と屋敷へ水を引き込む水利用のかたちが現在も継承され、長井の町場景観が展開されている。しかし、これら有形の要素と共にあるのは、人が住み生活・生業が営まれることによる無形の要素であり、水と共に生きる上での地域の活動や祈り、祭礼が存在し町場の景観形成に重要な

意味を持っている。長井の町場の形成の背景をふまえ、宮区域・小出区域のまちなみを重要な構成要素とする。

⑤ 建造物

建造物は、時代の流れに沿って変化する町場や生活・生業の在り方を伝える要素として位置付ける。具体的には、宮村・小出村が政治的拠点であったことを伝えるもの、寺社の門前や、最上川舟運などの交易の地として発展したことを伝えるもの、そして水利用の暮らしぶりを伝えるものを要素として特定した。

また、交易によって栄えた町の面影が色濃く残る宮区域の十日町通りや小出区域のあら町通りなど、道沿いに沿って通りから奥行きの深い地割りに連なる店舗・母屋・蔵と連続して並ぶ土地利用を理解することができるものとした。

⑥ 石造物

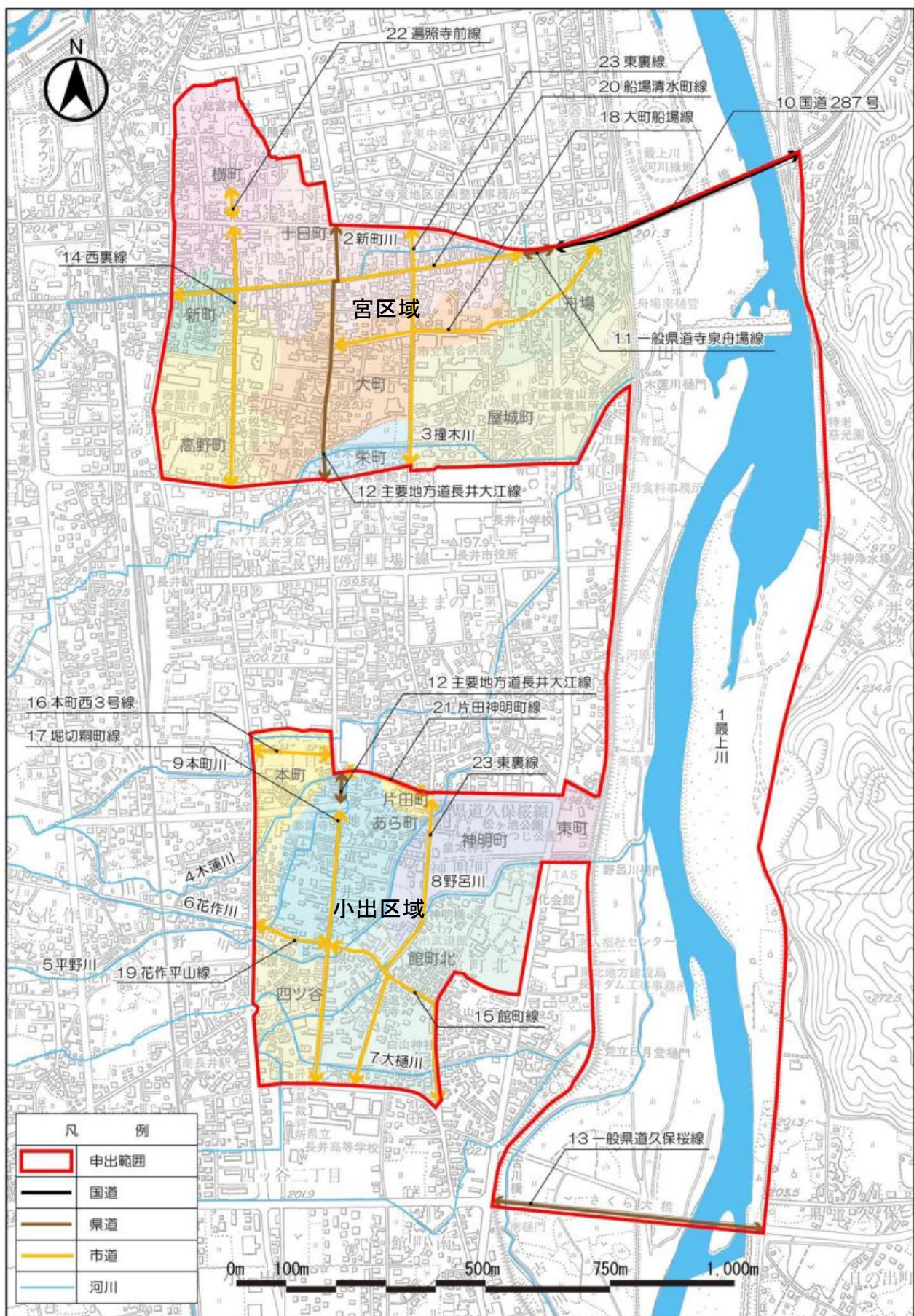
人々の願いが込められ建立された石造物は、長井の町場における生活・生業を知るうえで必要な要素である。隣接する宮村と小出村が物資の集積地として機能していたことをつたえる市神碑と、最上川舟運の安全祈願である船玉大明神碑を重要な構成要素とする。

2. 重要な構成要素の一覧

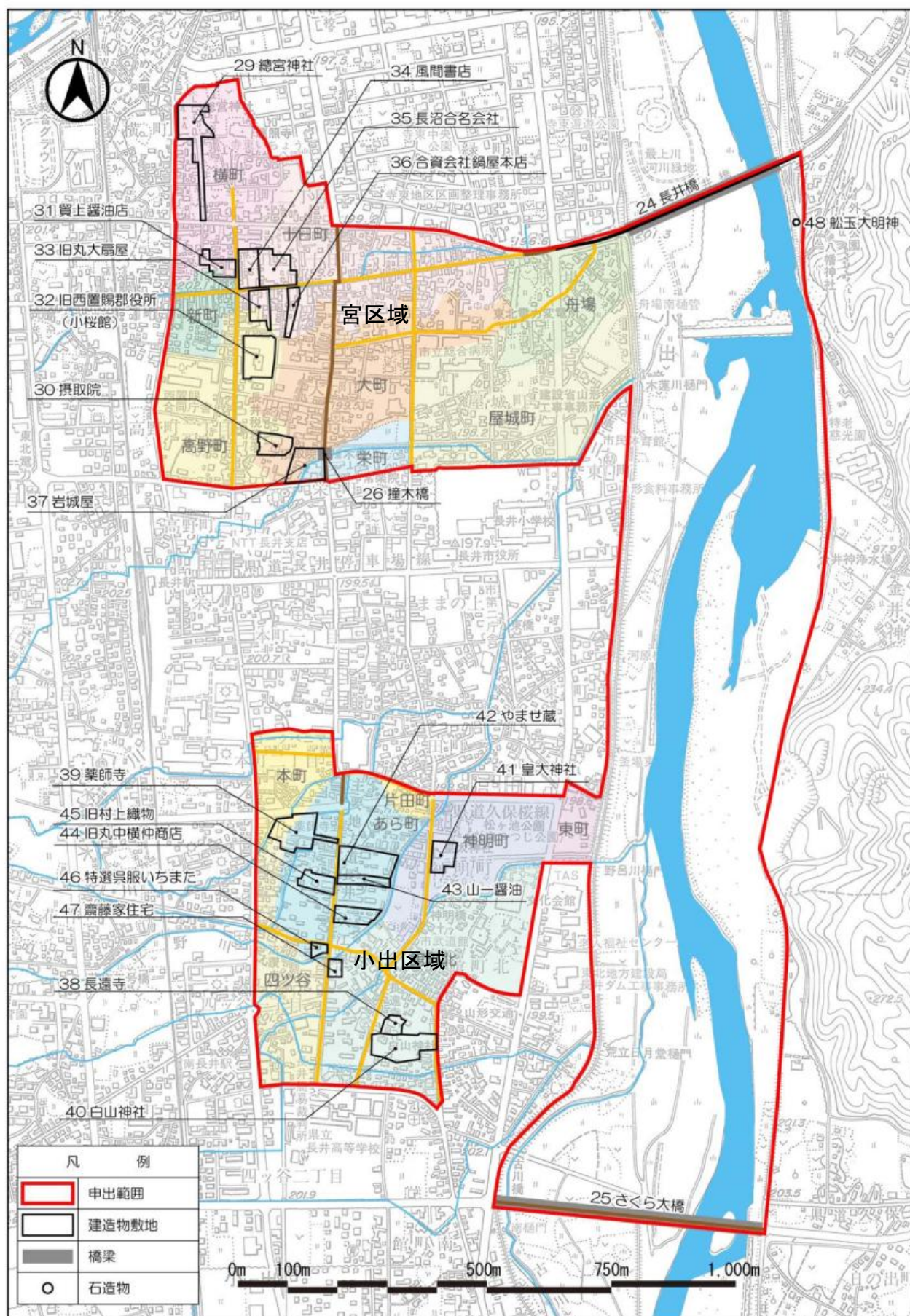
重要な構成要素は、以下に示すとおり、まちなみ、建造物（寺社）、その他建造物、河川、道路、橋梁等である。

No.	区 分	名 称	備 考
1	河 川	最 上 川	一級河川
2		新 町 川	準用河川
3		撞 木 川	準用河川
4		木 蓮 川	準用河川
5		平 野 川	準用河川
6		花 作 川	準用河川
7		大 樋 川	準用河川
8		野 呂 川	準用河川
9		本 町 川	準用河川
10	道 路	国 道 2 8 7 号	国道
11		寺 泉 舟 場 線	一般県道
12		長 井 大 江 線	主要地方道
13		久 保 桜 線	一般県道
14		西 裏 線	市道
15		館 町 線	市道
16		本 町 西 3 号 線	市道
17		堀 切 桐 町 線	市道
18		大 町 船 場 線	市道
19		花 作 平 山 線	市道
20		船 場 清 水 町 線	市道
21		片 田 神 明 町 線	市道
22		遍 照 寺 前 線	市道
23		東 裏 線	市道

No.	区 分	名 称	備 考
24	橋 梁	長 井 橋	国道
25		さ く ら 大 橋	一般県道
26		撞 木 橋	主要地方道
27	宮 の ま ち な み	屋城町地区・舟場地区・栄町地区・高野町地区・大町地区・十日町地区・新町地区・横町地区	8 地区
28	小出のまちなみ	館町北地区・四ツ谷地区・あら町地区・神明町地区・片田町・本町南地区・東町地区	7 地区
29	建 造 物	總 宮 神 社	
30		摂 取 院	
31		賀 上 醬 油 店	
32		旧 西 置 賜 郡 役 所	
33		旧 丸 大 扇 屋	
34		風 間 書 店	
35		長 沼 合 名 会 社	
36		合 資 会 社 鍋 屋 本 店	
37		岩 城 屋	
38		長 遠 寺	
39		薬 師 寺	
40		白 山 神 社	
41		皇 大 神 社	
42		や ま せ 蔵	
43		山 一 醬 油	
44		旧 丸 中 横 仲 商 店	
45		旧 村 上 織 物	
46		特 選 呉 服 い ち ま た	
47		齋 藤 家 住 宅	
48	石 造 物	船 玉 大 明 神 碑	



重要な構成要素位置図（道路・河川）



重要な構成要素位置図（建造物等）

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し 特に必要と認められる事項

1. 効果の測定・評価

保存管理の方針にもとづく整備活用方策について、5年～10年の期間で、達成状況を測定評価し、整備活用方針の見直しを行うこととする。

モニタリングの評価項目としては以下の点をもとに検討を行うこととする。

- ・市民の文化的景観に関する認知度・満足度（アンケート調査等による）
- ・文化的景観に係る組織づくり（組織の数等による）
- ・文化的景観に関する情報提供（シンポジウム、案内イベントの回数等）
- ・文化的景観に係る建造物等の維持・修繕件数
- ・文化的景観に係る道路・水路の維持・修繕件数
- ・文化的景観に係る新たな整備件数
- ・文化的景観に係る新たな調査による重要な構成要素の追加件数
- ・その他

2. 保存計画の更新及び見直し

保存計画に基づく整備活用方針、事業内容の評価項目の達成度評価を行うことにより、保存事業の継続性等の判断を行い、保存方針、整備活用方針等の見直しが必要となった場合は、PDCAサイクルのもとに保存計画の見直しを行うこととする。

その場合、保存調査の追加検討にもとづき、重要文化的景観としての申出範囲の2次申出により区域の拡大についても検討する。

最上川上流域における長井の町場景観 保存計画

平成29年6月

発 行 長井市教育委員会 文化生涯学習課
〒993-0085 山形県長井市高野町二丁目7番37号
電話 0238-84-7677

編 集 長井市教育委員会 文化生涯学習課
株式会社国際開発コンサルタンツ

